



水質汚濁に係る生活環境の保全に関する 環境基準の見直しについて

令和7年3月

環境省 水・大気環境局 環境管理課

背景

- 閉鎖性水域では、これまでの水質保全対策によって、汚濁物質の流入負荷量は減少傾向にあるものの、**環境基準のCODの高止まり、水産資源への影響**といった問題が発生している。
- 「今後の水・大気環境行政の在り方について」及び「第6次環境基本計画」において、**地域のニーズに応じた生活環境の保全に関する環境基準の在り方の検討を進める**こととされた。

今後の水・大気環境行政の在り方について

(令和5年6月 中環審 意見具申)

第2章 今後の水・大気環境行政の大局的考え方

(7) 個別の重点課題への対応

(略) 湖沼や閉鎖性海域の水質汚濁や健全な水循環、物質循環の維持・回復、環境基準の見直し、(略)、地域ニーズに即した環境基準の在り方の検討、良好な環境の創出、プラスチックによる海洋等の環境汚染、PFAS等の新たな課題に向けた対応に尽力すべきである。

第6次環境基本計画 (令和6年5月閣議決定)

第3部 環境保全施策の体系

第1章 環境問題の各分野に係る施策

4 水環境、土壌環境、海洋環境、大気環境の保全・再生に関する取組

(2) 水環境の保全

① 環境基準等の設定、排水管理の実施等

水質汚濁に係る環境基準については、新しい環境基準である底層溶存酸素量の活用を推進しつつ、将来及び各地域のニーズに応じた生活環境の保全に関する環境基準の在り方について検討を進める。(略)



- **地域の水環境保全に関する課題が多様化**する中で、水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準について、既存の制度では課題がある水域において、**地域のニーズや実情に応じた柔軟な運用を可能とするため**、関係する告示等を改正し、施行した。

<経緯>

令和6年9月24日 中央環境審議会 水環境・土壌農薬部会 生活環境の保全に関する水環境小委員会で審議

令和6年10月15日～11月14日 告示・事務処理基準の改正案への意見募集(パブリックコメント) (96件のご意見)

令和7年1月27日 水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の見直しについて(第3次答申)

令和7年2月14日 水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の見直し (告示・事務処理基準の改正)

水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の見直し(令和7年2月)

- 水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準について、**地域のニーズや実情に応じた柔軟な運用を可能とするため**、
 - ① 適時適切な類型の見直し
 - ② 「利用目的の適応性」に係る水浴の見直し
 - ③ 季別の類型指定の設定
 - ④ CODの達成評価の変更を実施し、告示※¹及び事務処理基準※²を改正。

※1 水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号)

※2 環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準(平成13年環水企第92号)

① 適時適切な類型の見直し

- ・ 事務処理基準に「水質汚濁の状況や利用目的の実態、科学的知見等に応じて、地域関係者と協議をした上で、**柔軟に水域類型の指定及び適時適切な見直しを行うこと**」を明示した。
- ・ 告示において、水域類型の指定に当たって「当該水域の水質が現状よりも少なくとも悪化することを許容することとならないように配慮すること」としているが、「**地域の利用の態様に合わせて適切に水質を管理するため類型を見直す場合は、「水質の悪化を許容すること」には当たらないこと**」を事務処理基準に明示した。
→ 地域の実情に応じて、基準値の高い水域類型へ見直すことも可能。

② 「利用目的の適応性」に係る水浴の見直し

- ・ 水域全体の水質と水浴場に求める水質は必ずしも一致しない。
- ・ 告示別表で、**各類型の「利用目的の適応性」から「水浴」を削った**。
- ・ いずれの類型においても「水浴」を利用目的とする測定点は「**大腸菌数**」(300CFU/100ml以下)を規定した。

③ 季別の類型指定の設定

- ・ 全窒素、全燐について、地域の実情に応じて、月単位で区分して**季別に類型を指定することができる**こととした。
- ・ 既存の全窒素、全燐の類型を季別の類型に見直す場合は、CODの類型も必要に応じて同様に季別に見直しを検討することとした。

④ CODの達成評価の変更

- ・ 湖沼(AA,A類型)、海域(A,B類型)において、**有機汚濁を主因とした利水上の支障が継続的に生じていない場合、CODの環境基準の達成状況の評価は必ずしも行わなくてよい**こととした。
- ・ CODの評価を行わない場合であっても、**有機汚濁に関するモニタリング(COD、底層溶存酸素量等)**は継続して実施。

水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の改正の概要

「告示改正の概要」

- 告示別表 2 を改正し、利用目的の適応性から「水浴」を削った。
- いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道 1 級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数300CFU/100mL以下と規定した。

② 「利用目的の適応性」に係る水浴の見直し

(参考) 海域における環境基準 (告示別表 2 海域)

2 海域 ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水 域
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサ ン抽出物 質 (油分 等)	
A	水産 1 級 水浴 自然環境保全 及び B 以下の欄に 掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2 mg/1 以下	7.5 mg/1 以上	20 300 CFU/100ml 以下	検出され ないこと	第 1 の 2 の (2) に より水域 類型ご とに指 定する 水域
B	水産 2 級 工業用水 及び C の欄に掲げ るもの	7.8 以上 8.3 以下	3 mg/1 以下	5 mg/1 以上	—	検出され ないこと	
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/1 以下	2 mg/1 以上	—	—	

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水 域
		全窒素	全磷	
I	自然環境保全及び II 以下の欄に掲げるもの (水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.2mg/1 以下	0.02mg/1 以下	第 1 の 2 の (2) により 水域類型ご とに指定す る水域
II	水産 1 種 水浴 及び III 以下の欄に掲げるもの (水産 2 種及び 3 種を除く)	0.3mg/1 以下	0.03mg/1 以下	
III	水産 2 種及び IV の欄に掲げるもの (水産 3 種を除く)	0.6mg/1 以下	0.05mg/1 以下	
IV	水産 3 種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/1 以下	0.09mg/1 以下	
測定方法		規格 45.4 又は 45.6 に定める方法	規格 46.3 に定める 方法	

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、海域植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水産 1 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
水産 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水生生物が多獲される
水産 3 種：汚濁に強い特定の水生生物が主に漁獲される
- 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

※水浴を利用目的とする水域について【備考】に以下の通り記載

2. いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点

(自然環境保全及び水道 1 級を利用目的としている測定点を除く。)

については、大腸菌数300CFU/100mL以下とする。

環境基準の水域類型の指定等の処理基準の改正の概要①

第1 環境基本法関係

1. 類型指定の必要性の判断等

(2) 海域の全窒素及び全燐に関する環境基準について

③ 季別の類型指定の設定

4) 地域の実情に応じて、類型区分された同一の水域において、月単位で区分して季別に類型を指定することができる。

5) ③（前略）既存の全窒素及び全燐の類型を季別ごとの類型に見直す場合は、CODの類型も必要に応じて同様に季別ごとの見直しを検討すること。

(5) 水浴を利用目的とする環境基準の類型指定等について

② 「利用目的の適応性」に係る水浴の見直し

1) 告示備考の水浴とは、水の経口摂取の可能性が高い活動として、水との触れ合い、水域でのスポーツ、レクリエーションなど水に触れる利用を幅広くいう。

2) 水浴を利用目的としている測定点については、いずれの類型であっても、告示備考に示す環境基準値を適用する。

3) 類型指定に当たっては、水浴のみの利用目的を理由に、類型指定を設定する必要はない点に留意すること。

4. 類型指定の見直し

上記1. ～3. に準ずることとする。

① 適時適切な類型の見直し

また、水質汚濁の状況や利用目的の実態、科学的知見等に応じて、地域関係者と協議をした上で、柔軟に水域類型の指定及び適時適切な見直しを行うこと。この際、地域の利用の態様に合わせて適切に水質を管理するため類型を見直す場合は、「水質の悪化を許容すること」には当たらないことに留意すること。なお、類型の見直し後は影響把握のため適切な時期に必要な情報を把握・評価を行うこと。

(参考) 水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）

第一 環境基準

2 生活環境の保全に関する環境基準

(2) 水域類型の指定を行うに当たっては、次に掲げる事項によること。

Ⅰ 当該水域の水質が現状よりも少なくとも悪化することを許容することとならないように配慮すること。

第四 環境基準の見直し

1 環境基準は、次により、適宜改訂することとする。

(3) 水域の利用の態様の変化等事情の変更に伴う各水域類型の該当水域および当該水域類型に係る環境基準の達成期間の変更

環境基準の水域類型の指定等の処理基準の改正の概要②

第2 水質汚濁防止法関係

1. 常時監視（法第15条関係）

(3) 測定結果に基づき水域の水質汚濁の状況が環境基準に適合しているか否かを判断する場合

2) 生活環境の保全に関する環境基準

③季別の類型指定の設定

① BOD、CODの環境基準及び水生生物保全環境基準の達成状況の評価

イ. 季別に類型指定された湖沼又は海域における CODの環境基準の達成状況の各期間の評価については、環境基準点において、「75%水質値」が当該水域が当てはめられた当該期間ごとの類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。 例：ある水域において、4～8月の間はB類型で指定した場合、4～8月の「75%水質値」がB類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

④CODの達成評価の変更

オ. 湖沼（告示別表2の1の（2）のアで示す AA類型又はA類型の水域に限る。）又は 海域（告示別表2の2のアで示す A類型又はB類型の水域に限る。）は、各類型の利用目的に対して、現に有機汚濁を主因とした支障が生じていない CODの環境基準の水域区分では、CODの環境基準の達成状況の年間評価は必ずしも行わなくてよいものとする。

③湖沼における全窒素及び全燐の環境基準の達成状況の評価（省略）

④海域における全窒素及び全燐の環境基準の達成状況の評価

B. 季別類型に対する評価方法

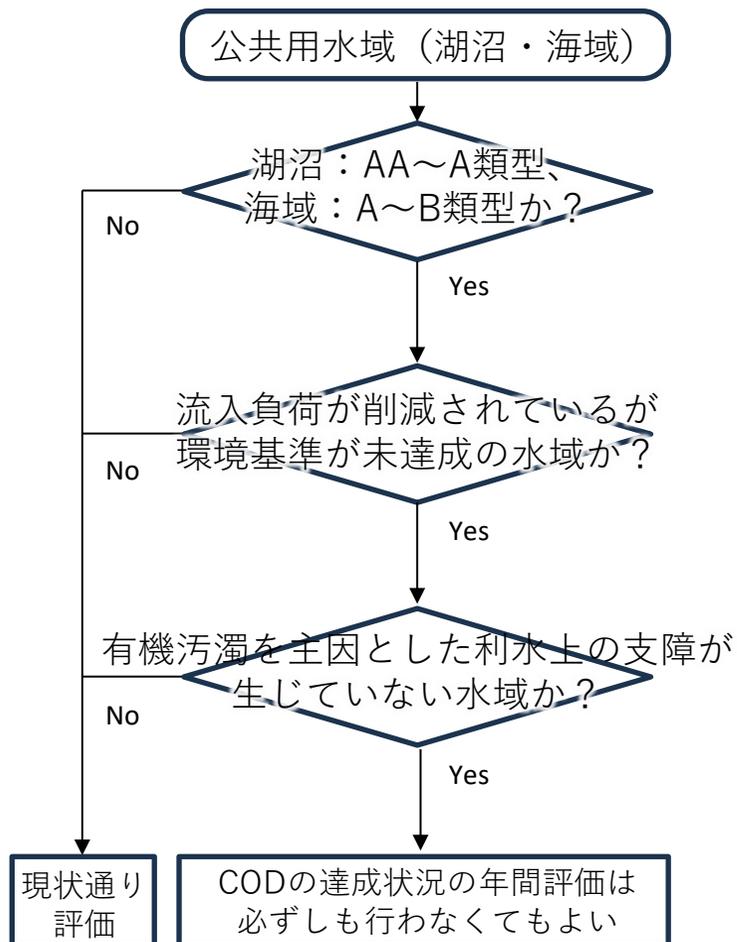
③季別の類型指定の設定

ア. 季別類型を適用した海域における全窒素及び全燐の環境基準の達成状況の評価は、当該水域の環境基準点において、表層の 期間内平均値が当該水域が当てはめられた当該期間ごとの類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

【参考】CODの環境基準の達成評価を行わない判断の具体的フロー

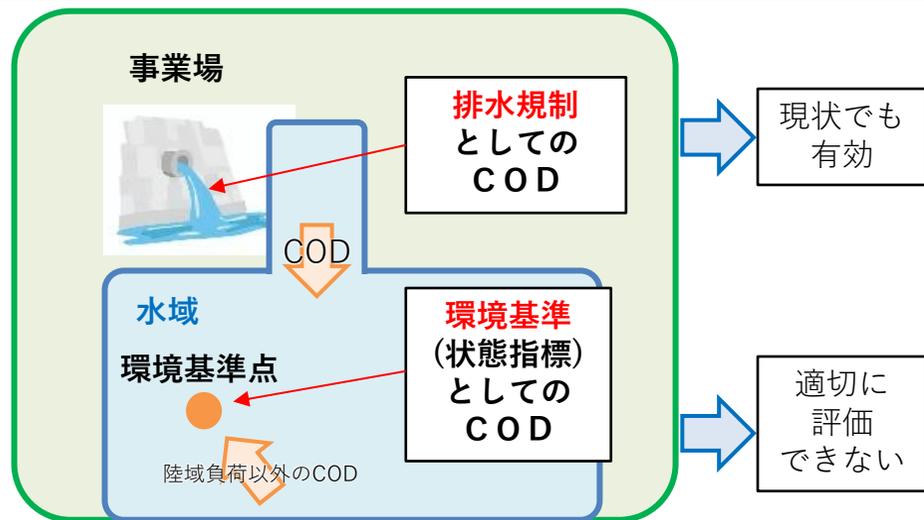
・CODの環境基準の達成状況の年間評価の変更について、年間評価を行わなくてもよいと判断するための考え方のフロー（例）を以下に示す。

考え方のフロー（例）



【参考】 CODの環境基準の達成評価を行わないことと排水規制の関係

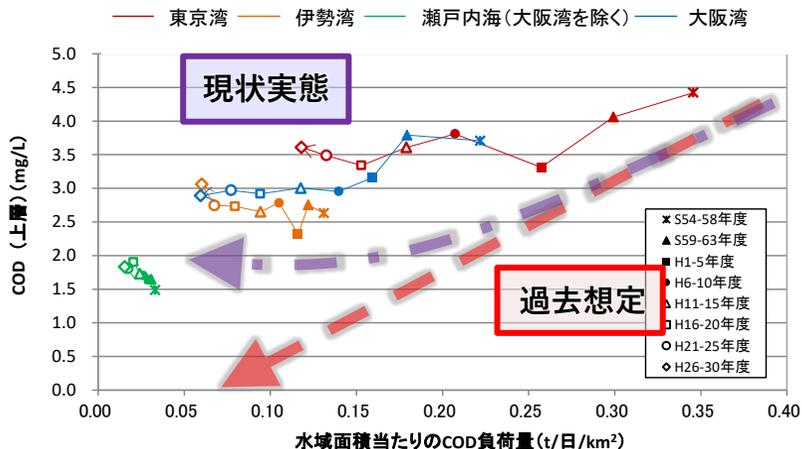
- ・今回の改正は、水域のCODが流入負荷以外の要因によるところが大きく、水域の有機汚濁の状態を表す指標としてはCODが適切に機能しない場合に、CODの環境基準の達成評価を行わないことを可能とするものである。
- ・CODの環境基準の達成評価を行わない場合でも、良好な水質の確保のため、工場・事業場からのCODの排水規制や総量削減制度は引き続き当然に必要であり、CODの排水基準や総量規制基準に影響するものではない。



当初はCOD負荷が削減されることにより、水域のCOD濃度が減少することを想定していたため、「環境基準を確保することを目的」に総量削減目標量が設定され、総量削減制度による水質規制が実施されてきた。（水質汚濁防止法第4条の2第2項）

現在は、水域によっては、CODが、内部生産、海底からの溶出、外洋からの流入など、陸域からの流入負荷以外の要因によるところが大きく、水域の有機汚濁の状態を評価する指標としては、特に低濃度の範囲では、CODが適切に機能していない場合や、CODの達成状況と利水障害との相関がなくなっている場合がある。

今回の改正は、こうした場合にCODの環境基準の達成評価を行わないことを可能とするもの。



一方、排水中の有機汚濁の指標としては、CODは引き続き有効。

CODの環境基準の達成評価を行わない場合でも、良好な水質の確保のために、工場・事業場からのCODの排水規制や総量削減制度は引き続き当然に必要であり、CODの排水基準や総量規制基準に影響するものではない。